

## 兵庫県「災害救助の手引き」の概要

1 作成年月 平成 29 年改訂

### 2 作成目的

災害救助法適用災害において、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護を迅速に図るため、県と市町の役割を明確にし、災害救助事務の種類、方法、フロー等を分類・整理している。

### 3 主な内容

法制度の概要、応急救助種類別の運用留意事項、各種様式、救助基準（一般基準）早見表 等

#### [参考] 災害救助事務の委任の状況について

- ・原則、すべての救助（12種類）を市町長に委任。
- ・例外として、広域災害などについては、応急仮設住宅の設置、医療及び助産を県が実施。

	救助の種類別	原則 市町長 が実施	例外 県知事 が実施	例外の事由
①	避難所の設置	●		
②	応急仮設住宅の設置	●	●	・広域災害の場合 ・局部的災害であっても、市町長が実施できない場合
③	炊出しその他による食品の給与	●		
④	飲料水の供給	●		
⑤	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	●		
⑥	医療・助産	●	●	・広域災害で市町長からの要請がある場合
⑦	被災者の救出	●		
⑧	被災した住宅の応急修理	●		
⑨	学用品の給与	●		
⑩	埋葬	●		
⑪	死体の捜索・処理	●		
⑫	障害物の除去	●		

※ 『災害救助の手引き』は県のホームページで公表  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/saigaikyuujiyo.html>